

中小企業者（個人事業主・法人）の皆さんへ

東京電力株式会社

仮払補償金お支払いのご案内

弊社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故により、発電所周辺地域の皆さんをはじめ、広く社会の皆さんに大変なご心配とご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

さて、本年5月12日、政府の「原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合」において、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針（本年4月28日発表。以下「第一次指針」という。）」に記載された政府による避難等の指示区域等において中小企業者の方々が被った営業損害について、製造業、サービス業、小売業、建設業など多様な業態が存在することを踏まえつつ、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係者間で早急に検討を実施することについて決定がなされました。この決定を踏まえ、関係団体等のご協力も得つつ、検討を重ねた結果、下記の損害の一部を、仮払補償金としてお支払いさせていただきたいと存じます。

つきましては、お手数をおかけすることとなり誠に恐縮ですが、「仮払補償金請求書（避難区域等内の中小企業者（個人事業主・法人）用）」に必要事項をご記入いただき、必要書類を添えて、同封の封筒でご返送ください。

「仮払補償金請求書（避難区域等内の中小企業者（個人事業主・法人）用）」が弊社に到着後、書類の確認及びお支払いの手続きが整い次第、順次、ご指定の口座にお振込させていただきます。

以上

<本ご案内でお支払い対象となる損害の範囲>

- 「第一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域において中小企業者の方々（農林漁業者の方々を除く）が被った営業損害

<参考：原子力損害賠償紛争審査会が示した第一次指針>

文部科学省ホームページ「東京電力株式会社福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について」中の、「原子力損害賠償紛争審査会」のページをご覧いただけます。

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisyo/1304756.htm

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話 0120-926-404

受付時間 9時00分～21時00分

(ご記入日) 年 月 日

東京電力側使用欄

仮払補償金請求書

(避難等指示区域内の中小企業者(個人事業主・法人)用)

私(又は当法人)は、本請求書の記載事項を了承のうえ、仮払補償金を下記銀行口座への振込みの方法により支払うことを請求します。

仮払補償金の支払い及びこれに関連する手続き等に必要な限度で、本請求書及び添付書類に記載された個人情報を金融機関その他必要な第三者に提供・開示することに同意します。

【請求者】

商号・屋号	フリガナ	所属団体	中小企業団体等に所属されている場合はご記入下さい
避難等指示区域内の事業所所在地 (複数ある場合は複数記入)	〒	業種	当ではまるものに○をつけてください (真林漁業は除きます)
		種類	1 制造業・卸売業 2 銀行業 3 サービス業 4 小売業
本店・本社所在地	〒	從業員数	平成23年3月12日時点における従業員数
代表者	フリガナ	生年月日	明治・大正・昭和・平成
代表者ご住所	〒	年月日	年月日
連絡先	電話	担当者	担当者
	FAX		

【お振込口座】

金融機関名	農協・銀行 金庫・組合					支店 支所
預金種目	普通預金・当座預金 (どちらかに○をつけてください。)					
口座番号						(右づめでご記入ください。)
ゆうちょ銀行	通帳記号	記号	番号(右づめでご記入ください。)			
	番号					
口座名義※	フリガナ					

※口座名義について

<ご請求者が個人事業主の場合>

- 事業主ご本人さま名義の口座をご指定ください。
- 事業主ご本人さま名義以外の口座をご指定いただく場合は、世帯全員の記載のある住民票を添付のうえ、同一世帯の方のご名義の口座をご指定ください。

※避難費用による仮払補償金請求の際、既にご提出いただいている方は、再度のご提出は不要です。

<ご請求者が法人の場合>

- 法人ご名義の口座をご指定ください。

【下記の提出書類Ⅰ・Ⅱ・Ⅲをご提出いただける個人事業主・法人】

項目	金額等
売上(収入)高 ①	円
売上原価 ②	円
粗利 ③ ①-②	円
1日あたりの粗利額 ④ ③÷365	円
対象日数 ⑤ 平成23年3月12日から5月末日	81日
対象となる粗利 ⑥ ④×⑤	円
総売上高に占める被災事業所の売上高の割合(3月12日時点) ⑦	%

○本請求書による仮払補償金は、本年3月12日から5月末日までの粗利相当額(避難等指示区域外にも事業所がある場合には、総売上高に占める被災事業所の売上高の割合を乗じた粗利相当額)の2分の1(上限額は250万円)とさせていただきます。

○下記ご提出書類Ⅱの金額を転記してください。

⑧請求額

⑧×1/2

⑨請求額の1/2

円

【下記の提出書類Ⅰ・Ⅲをご提出いただける個人事業主・法人】

請求額	下記の提出書類Ⅱ確定申告書及び付属書類等をご提出いただけない場合についても、Ⅰ・Ⅲをご提出いただければ、左記の固定額をお支払いただけます。
¥200,000円	

<ご提出いただく書類> ご提出いただく書類は写し(コピー)で結構です。

【個人事業主の方】

- 事業主さま自身の住民票

※避難費用の仮払補償金請求の際、住民票をご提出いただいている方は、再度のご提出は不要です。

- 直近3ヶ月のいずれかの確定申告書及び付属書類(青色申告決算書または収支内訳書)等

※税務署に提出したものの控えで結構です。

- 避難等指示区域において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する資料(直近の事業所得金額を証明する納税証明書、直近の事業税の納税証明書等)

【法人の方】

- 商業・法人登記簿謄本(登記事項証明書(全部事項証明))

II. 直近3ヶ月のいずれかの監査報告書を受けた決算書、または確定申告書及び付属書類(損益計算書)※税務署に提出したものの控えで結構です。

- 避難等指示区域において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する資料(直近の法人税の納税証明書、直近の事業税の納税証明書等)

<確認事項>

○本請求による仮払補償金は、最終的な原子力損害に関する補償の一部としてお支払いさせていただきます。法律に基づいて当社が支払うべき原子力損害が確定した段階で精算させていただきます。

○精算時までに、人件費、賃借料などを支出していることに関する資料をご提出いただく場合がございます。

○地震・津波による事業継続への影響は、精算の際に考慮させていただきます。

記入見本

ご記入日をお知らせください

東京電力株式会社 疾

(記入日) 令和年 月 日

東京電力顧問使用規則

仮払補償金請求書
(避難等指示区域内の中小企業者(個人事業主・法人)用)

私（又は当法人）は、本請求書の記載事項を了承のうえ、仮払補償金を下記銀行口座への振込みの方法により支払うことを請求します。

仮払補償金の支払い及びこれに関連する手続き等に必要な限度で、本請求書及び添付書類に記載された個人情報を金融機関その他必要な第三者に提供・開示することに同意します。

〔請求者〕

商号・屋号	プリガナ ○○コウギョウカブシキガイシャ ○○工業株式会社
貿易等指導区域内の事業所所在地 (複数ある場合は複数記入)	〒XXXX-XXXX ○○県○○郡○○町○○番地-○ - - - 法人の代表者印を押捺してください (やむを得ない場合は、代表者の私印でも結構です)。
本店・本社所在地	〒XXXX-XXXX ○○県○○郡○○町○○番地-○
代表者	プリガナ ジンヒョウトリシマリヤクシヤテュウ ヤマダ タロウ 代表取締役社長 山田 太郎
代表者ご住所	〒XXXX-XXXX ○○県○○郡○○町○○番地-○
連絡先	電話 XXXX-XXXX-XXXX FAX XXXX-XXXX-XXXX

【书振达曰座】

金融機関	金融機関名	△△信用		農協 金庫	銀行 (種別)	××		西文 支店				
	預金種目	(普通預金) · 当座預金		(どちらかに○をつけてください。)								
	口座番号	○	○	○	○	○	(右づめでご記入ください。)					
ゆう ちょ 銀行	通 帳 番 号	記号				番号(右づめでご記入ください。)						
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
口座名義※	フリガナ ○○コウギョウカブシキガイシヤ ダイヒヨウトリシマリヤタシチャドウ カマダ クロウ											
	○○工業株式会社 代表取締役社長 山田 太郎											

※口座名義について

〈ご請求者が個人事業主の場合〉

- ・事業主ご本人さま名義の印座をご指定ください。
 - ・事業主ご本人さま名義以外の印座をご指定いただく場合は、世帯全員の記載のある住民票を添付のうえ、同一世帯の方のご名義の印座をご指定ください。
※避難費用の仮払積戻金請求の際、既にご提出いただいている方は、再度のご提出は不要です。

＜ご請求者が法人の場合＞

- ・法人ご名義の口座をご指定ください

【下記の提出書類Ⅰ・Ⅱ・Ⅲをご提出いただけます個人事業主】

項目		金額
売上(収入)高	①	38,000,000 円
売上原価	②	15,200,000 円
粗利	③	22,800,000 円
1日あたりの粗利額	④	62,466 円
対象日数	⑤	1962年3月12日 から5月1日
対象となる粗利	⑥	4,123,000 円
総売上高に占める被災事業所の 売上高の割合(3月12日時点)	⑦	70 %

○本請求書による仮払償償金は、
本年3月12日から5月末日までの
粗利相当額（避難指示等区域外
にも事業所がある場合には、總
売上高に占める被災事業所の売
上高の割合を乗じた粗利相
当額）の2分の1（上限額は250万

5,059,746 × 70% = 3,541,822.2円
⇒ 請求額は、1円未満を切り上げていい
ただき、3,541,823円となります。

⑧請求額
⑨×⑦ 3,541,823 円

⑨請求額の 1/2

【下記の提出書類Ⅰ・Ⅲをご提出】
請求額
￥200,000円
避難等指示区域内に複数事業所がある場合には、総売上高に占める各事業所の売上高の割合により按分を出し、記入して下さい。
をござります。お手数をおかけいたしますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

請求額の2分の1の金額を1円未満を切り上げていただき、ご記入下さい。
一実際に支払いさせていただく金額は、当社が確認

＜ご提出いただく書類＞ ご提出いただく書類は写し

【個人事業主の方】

- I. 事業主さま自身の住民票
※避難費用の仮払補償金請求の際、住民票をご提出いただいている方へ、再度のご提出は不要です。

II. 直近3ヶ月のいずれかの確定申告書及び付属書類（青色申告決算書または収支内訳書）等
※税務署に提出したもののが控えで結構です。

III. 避難等指示区域において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する資料（直
近の事業所領金額を証明する納税証明書、直近の事業税の納税証明書等）

【法人の方】

- I. 商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書（全部事項証明））
 - II. 直近3ヶ年のいずれかの監査報告等を受けた決算書、または確定申告書及び付属書類（損益計算書）※税務署に提出したものの控えで結構です。
 - III. 避難等指示区域において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する資料（直近の法人税の納税証明書、直近の事業税の納税証明書等）

〈確認事項〉

○本請求による仮払補償金は、最終的な原子力損害に関する補償の一部としてお支払いさせていただくものであり、法律に基づいて当社が支払うべき原子力損害が確定した段階で精算させていただきます。

○精算時までに、人件費、賃借料などを支出していることに関する資料をご提出いただく場合がございます。

○地震・津波による事業継続への影響は、精算の際に考慮させていただきます。

